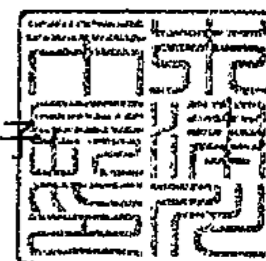


木津川市公告第9号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法62条第1項の規定による相楽都市計画道路事業の事業計画の変更認可の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年2月13日

木津川市長 河井 規子



1 施行者の名称

京都府

2 都市計画事業の種類及び名称

相楽都市計画道路事業 3・1・17号 東中央線

相楽都市計画道路事業 3・5・13号 木津加茂線

3 事業施行期間

平成23年3月29日から平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成23年近畿地方整備局告示第90号の事業地のうち木津川市大字木津小字初田、大字鹿背山小字青淵及び鹿背山青淵を削除し、木津川市鹿背山鹿口、鹿背山西大平、鹿背山東大平、鹿背山当田、鹿背山塩田、木津東小林、木津白口、山城町上狛森ノ前及び山城町上狛洞ヶ谷地内において事業地を変更する。